

地方厚生（支）局医療課長
都道府県衛生主管部（局）
　　救急医療主管課（部）長
　　災害医療主管課（部）長
　　周産期医療主管課（部）長
　　べき地医療主管課（部）長
都道府県がん対策主管部（局）
　　がん対策主管課（部）長
都道府県感染症対策主管部（局）
　　感染症対策主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

令和 7 年度地域医療指数（体制評価指数）等の確認に係る手続きについて

標記について、地域医療指数（体制評価指数）等の確認に必要な手続きを下記のとおり定め、令和 7 年 10 月 1 日から適用するので、その取扱いについて遺漏のないよう貴管下の保険医療機関等に対し、周知徹底を図られたい。なお、従前の「令和 6 年度地域医療指数（体制評価指数）等の確認に係る手続きについて」（令和 6 年 9 月 27 日保医発 0927 第 1 号）は、令和 7 年 9 月 30 日限りで廃止する。

記

1 地域医療指数（体制評価指数）等の確認について

- (1) 地域医療指数とは、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数」（平成 24 年厚生労働省告示第 165 号）に定める機能評価係数Ⅱの項目である地域医療係数を算出する評価指標であり、地域医療計画等における一定の役割を評価する体制評価指数と、地域で発生する患者に対する各病院の患者のシェアを評価する定量評価指数で構成される。

- (2) 地域医療指数（体制評価指標）等の確認とは、確認の対象となる病院の毎年10月1日（以下「基準日」という。）における評価項目の参加又は指定等の状況、施設基準の届出状況等を確認するものである。
- (3) DPC対象病院及びDPC対象病院への移行を予定するDPC準備病院は、地域医療指数（体制評価指標）等の確認に係る手続をしなければならない。なお、DPC対象病院とは、「DPC制度への参加等の手続きについて」の一部改正について（令和6年1月29日付け保医発1129第11号。以下「参加通知」という。）第1の1（1）に掲げる病院をいい、DPC対象病院への移行を予定するDPC準備病院とは、直近の診療報酬改定に合わせて参加通知の別紙1「DPC制度への参加に係る届出書」を提出したDPC準備病院をいう。

2 地域医療指数（体制評価指標）の評価項目

- (1) 以下の事業への参加又は指定等の状況により評価する。

- ① がん
- ・ がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院）、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院（「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和4年8月1日健発0801第16号）に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた病院。）。なお、国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院及び東病院は、「都道府県がん診療連携拠点病院」とみなす。
 - ・ 小児がん拠点病院（「小児がん拠点病院等の整備について」（令和4年8月1日健発0801第17号）に基づき、厚生労働大臣の指定を受けている病院。）。
- ② へき地の医療
- ・ へき地医療拠点病院（「へき地保健医療対策等実施要綱」（平成13年5月16日医政発第529号）に基づき、都道府県により指定された病院。）。
 - ・ へき地医療拠点病院であって、令和6年10月1日～令和7年9月30日の期間において「へき地への巡回診療」、「へき地診療所等への医師派遣」及び「代診医派遣」（主要3事業）を合算で12回以上実施している病院。
 - ・ 「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発第0331008号）に基づき、業務の区分「へき地医療」の要件を満たすことにより社会医療法人の認定を受けている病院。
 - ・ 「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発第0331008号）に基づき業務の区分「へき地医療」の要件以外の要件を満たすことにより社会医療法人の認定を受けている病院又は社会医療法人ではない病院であって、当該通知別添1の業務の区分「へき地医療」の当該業務の実績における基準に該当している病院。

③ 災害時における医療

- ・ 災害拠点病院（「災害時における医療体制の充実強化について」（平成 24 年 3 月 21 日医政発 0321 第 2 号）に基づき、都道府県により指定された病院。）。
- ・ 災害拠点病院以外の病院であって、業務継続計画（BCP）の策定のある病院。
- ・ 災害派遣医療チーム（DMAT）（「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和 5 年 6 月 29 日医政地発 0629 第 3 号）の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」（以下「疾病・事業及び在宅医療指針」という。）中、「災害時における医療体制の構築に係る指針」に規定するチーム。）。なお、都道府県又は政令指定都市が独自に認定する災害派遣医療チーム（DMAT）は届出の対象外とする。
- ・ 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）については、「救急医療対策事業実施要綱」（昭和 52 年 7 月 6 日医発第 692 号）に基づき、都道府県又は都道府県の委託を受けた法人が整備、運営する広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加し、災害時に医療施設の状況を入力可能な病院を対象とする。なお、都道府県が運営する「救急医療情報システム」のみの参加は届出の対象外とする。

④ 周産期医療

- ・ 総合周産期母子医療センター（「疾病・事業及び在宅医療指針」に規定する「周産期医療の体制構築に係る指針」に基づき、都道府県により指定された病院。）。
- ・ 地域周産期母子医療センター（「疾病・事業及び在宅医療指針」に規定する「周産期医療の体制構築に係る指針」に基づき、都道府県により認定された病院。）。

⑤ 救急医療

- ・ 病院群輪番制病院、共同利用型病院（医療計画において第二次救急医療機関として記載されている病院であって、「救急医療対策事業実施要綱」（昭和 52 年 7 月 6 日医発第 692 号）の要件を満たす病院。）。
- ・ 救命救急センター（「救急医療対策事業実施要綱」（昭和 52 年 7 月 6 日医発第 692 号）に規定されている病院。）。

⑥ 感染症

- ・ 第一種協定指定医療機関（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号（以下、「感染症法」という。））に基づき、都道府県により指定された病院。）。
- ・ 感染症法に基づき、都道府県と流行初期医療確保措置の対象となる協定を締結す

る病院。なお、入院に係るものに限る。

3 地域医療指数（体制評価指数）等の確認に係る手続について

地域医療指数（体制評価指数）等の確認は以下の手順で行うこととする。

(ア) WEB システムを使用する場合

● 様式 1 について

- ① 1 の (3) に該当する病院は、地域医療指数（体制評価指数）の評価項目の参加又は指定等状況を、様式 1 「救急医療等の参加状況について」（以下、「様式 1」という。）により、令和 7 年 10 月 15 日（水）までに WEB システムで病院の所在地を管轄する都道府県衛生主管部（局）に提出する。
- ② 都道府県衛生主管部（局）は、がん対策主管部（局）と連携の上、病院から提出された様式 1 について、都道府県における登録状況等を記入して、提出内容に齟齬がある場合は WEB システムの「差戻」により提出病院に差し戻す。提出内容に齟齬がなければ WEB システムの「承認」により様式 1 を令和 7 年 12 月 9 日（火）までに厚生労働省保険局医療課に報告する。ただし、様式 1 の項目 2 「へき地の医療」の「①へき地医療拠点病院の指定」の(1)～(3)及び「②社会医療法人認定における地域医療の要件」、項目 3 「災害時における医療」の「①災害拠点病院の指定又は BCP の策定」の(2)についての回答は不要とする。
- ③ 厚生労働省保険局医療課において、地方厚生（支）局からの報告内容を基に集計を行い、地域医療指数（体制評価指数）等を確定し、各医療機関への内示と医療機関別係数（機能評価係数 II）に係る告示を行う。

● 様式 2 について

- ① 1 の (3) に該当する病院は、様式 2 「施設基準の届出状況等に係る報告」（以下、「様式 2」という。）を、令和 7 年 11 月 21 日（金）までに WEB システムで病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局担当課に提出する。
- ② 地方厚生（支）局は、提出された様式 2 の内容を確認し、提出内容に齟齬がある場合は WEB システムの「差戻」により提出病院に差し戻す。提出内容に齟齬がなければ WEB システムの「承認」により様式 2 を令和 7 年 12 月 9 日（火）までに厚生労働省保険局医療課に報告する。
- ③ 厚生労働省保険局医療課において、地方厚生（支）局からの報告内容を基に集計を行い、地域医療指数（体制評価指数）等を確定し、各医療機関への内示と医療機関別

係数（機能評価係数Ⅱ）に係る告示を行う。

- ※ WEB システムについて、様式1と様式2を並行して提出することが可能である。上記①と①'、②と②'はそれぞれ同時に実施して問題ない。

(イ) 紙媒体を使用する場合

- ② 1の(3)に該当する病院は、地域医療指数（体制評価指数）の評価項目の参加又は指定等状況を、様式1「救急医療等の参加状況について」（以下、「様式1」という。）により、令和7年10月15日（水）までに病院の所在地を管轄する都道府県衛生主管部（局）に紙媒体の送付により提出する。
- ③ 都道府県衛生主管部（局）は、がん対策主管部（局）と連携の上、病院から提出された様式1について、都道府県における登録状況等を記入して、紙媒体の送付により提出病院に回答する。ただし、様式1の項目2「へき地の医療」の「①へき地医療拠点病院の指定」の(1)～(3)、「②社会医療法人認定における地域医療の要件」、項目3「災害時における医療」の「①災害拠点病院の指定又はBCPの策定」の(2)についての回答は不要とする。
- ④ 様式1の回答を受けた病院は、様式1及び様式2「施設基準の届出状況等に係る報告」（以下、「様式2」という。）を、令和7年11月21日（金）までに病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局担当課に紙媒体の送付により提出する。
- ⑤ 地方厚生（支）局は、提出された様式2の内容を確認し、様式1及び様式2を令和7年12月9日（火）までに、紙媒体の送付により厚生労働省保険局医療課に報告する。
- ⑤ 厚生労働省保険局医療課において、地方厚生（支）局からの報告内容を基に集計を行い、地域医療指数（体制評価指数）等を確定し、各医療機関への内示と医療機関別係数（機能評価係数Ⅱ）に係る告示を行う。

救急医療等の参加状況について（基準日：令和7年10月1日）

様式1

施設コード		都道府県名：	保険医療機関の名称：
-------	--	--------	------------

1. 救急医療等の参加状況について

項目	要件	医療機関の届出状況※		都道府県の登録状況※※		
		参加・指定等状況 有	無	参加・指定等状況 有	無	都道府県の確認部署名
1. がん	①がん診療連携拠点病院の指定					
	(1)都道府県がん診療連携拠点病院の指定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)地域がん診療連携拠点病院の指定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	②特定領域がん診療連携拠点病院又は地域がん診療病院の指定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2. へき地の医療	③小児がん拠点病院の指定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	①へき地医療拠点病院の指定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(1)へき地への巡回診療	診療実績	回			
	(2)へき地診療所等への医師派遣	派遣実績	回			
	(3)へき地診療所等への代医派遣	派遣実績	回			
	②社会医療法人認定における地域医療の要件					
	(1)業務の区分「へき地医療」の要件を満たすことにより社会医療法人の認定を受けている病院	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
3. 災害時における医療	(2) (1)以外の社会医療法人の病院又は社会医療法人以外の病院であって、業務の区分「へき地医療」の当該業務の実績における基準に該当している病院	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	①災害拠点病院の指定又はBCPの策定					
	(1)災害拠点病院の指定を受けている病院	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) (1)以外の病院であって、業務継続計画(BCP)の策定のある病院	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
4. 周産期医療	②災害派遣医療チーム(DMAT)の確保	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③EMIS(広域災害・救急医療情報システム)への参加	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5. 救急医療	①総合周産期母子医療センターの指定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	②地域周産期母子医療センターの認定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③救命救急センター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6. 感染症	①第一種協定指定医療機関に該当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	②流行初期医療確保措置の対象となる協定の締結(入院に係るものに限る)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

2. 医療法上の許可病床数について

項目	医療機関の許可状況※						都道府県の確認部署名※※	
	病床区分	一般病床	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	合計	
病床数	床	床	床	床	床	床	床	

※ 医療機関において、基準日における各要件への参加・指定等状況の有無のチェック及び医療法第7条の許可病床数を入力すること。
都道府県において、医療機関の記入した値と異なる場合は都道府県が確認した正確な値を記入すること。

※※ 都道府県において、基準日における当該医療機関の各要件への参加・指定等状況の有無のチェック及び許可病床数について確認を行い、それぞれ確認を行った部署名を記入すること。

標記について、上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

保険医療機関の名称 _____

保険医療機関の担当者氏名・所属部署・連絡先

フリガナ ()

氏名 ()

所属部署 ()

連絡先(TEL) () - - - -

連絡先(FAX) () - - - -

保険医療機関の所在地 _____

開設者名 _____

施設コード	
-------	--

都道府県名 :

保険医療機関の名称 :

1. DPC算定病床数（該当する区分等にチェック☑を入れ、地方厚生(支)局への医療保険届出病床数を記載すること。）

医科点数表に規定する診療料	区分等	病床数	確認部署名 ※地方厚生(支)局にて記入	病院に確認済 ※修正の場合 ✓を入力
A100 一般病棟入院基本料	<input type="checkbox"/> 急性期一般入院料 1～6 <input type="checkbox"/> 地域一般入院料 1～3 <input type="checkbox"/> 特別入院基本料 <input type="checkbox"/> 夜勤時間超過減算 <input type="checkbox"/> 夜勤時間特別入院基本料	床		<input type="checkbox"/>
A104 特定機能病院入院基本料	<input type="checkbox"/> 7対1、10対1	床		<input type="checkbox"/>
A105 専門病院入院基本料	<input type="checkbox"/> 7対1、10対1、13対1	床		<input type="checkbox"/>
A300 救命救急入院料	<input type="checkbox"/> 1～4	床		<input type="checkbox"/>
A301 特定集中治療室管理料	<input type="checkbox"/> 1～6	床		<input type="checkbox"/>
A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料	<input type="checkbox"/> 1～2	床		<input type="checkbox"/>
A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料	<input type="checkbox"/>	床		<input type="checkbox"/>
A301-4 小児特定集中治療室管理料	<input type="checkbox"/>	床		<input type="checkbox"/>
A302 新生児特定集中治療室管理料	<input type="checkbox"/> 1～2	床		<input type="checkbox"/>
A302-2 新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料	<input type="checkbox"/>	床		<input type="checkbox"/>
A303 総合周産期特定集中治療室管理料	<input type="checkbox"/> 1～2	床		<input type="checkbox"/>
A303-2 新生児治療回復室入院医療管理料	<input type="checkbox"/>	床		<input type="checkbox"/>
A305 一類感染症患者入院医療管理料	<input type="checkbox"/>	床		<input type="checkbox"/>
A307 小児入院医療管理料	<input type="checkbox"/> 1～4	床		<input type="checkbox"/>
合 計		床		<input type="checkbox"/>

(注1) DPC算定病床数について、入院基本料(A100からA105)には特定入院料(A300からA317)を算定する病床は含まない。また、A104は一般病棟に限る。

(注2) A302の病床数について、A302-2を届け出ている病床数は含まない。

2. 治験等の実施（該当する病院のみ入力）

① 令和4年4月1日から令和7年3月31において、主導的に実施した医師主導治験が8件以上	医師主導治験の実施 (8件以上の実績がある場合のみ記載)	
	件	
② 令和4年4月1日から令和7年3月31において、主導的に実施した医師主導治験が4件以上かつ主導的に実施した臨床研究実績が40件以上の両方に該当	医師主導治験の実施 (4件以上の実績がある場合のみ記載)	臨床研究の実施 (40件以上の実績がある場合のみ記載)
	件	件

(①及び②の件数の考え方：ひとつの治験届け又はひとつの臨床研究実施計画番号（公開データベース：臨床研究等提出・公開システム（<https://jrct.mhlw.go.jp/>）において、臨床研究ごとに割り当てられた固有の識別番号）ごとに1件として算出する。)

③ 令和6年10月1日から令和7年9月30において、20例以上治験の実施、10例以上以上の先進医療の実施または10例以上の患者申出療養の実施のいずれかに該当	治験の実施 (20例以上の実績がある場合のみ記載)		先進医療の実施 (10例以上の実績がある場合のみ記載)		患者申出療養の実施 (10例以上の実績がある場合のみ記載)	
	例	例	例	例	例	例

(③の例数の考え方：対象期間において、現に療養が提供された被験者の数として算出する。)

3. 臓器提供の実施（該当する病院のみ入力）

令和4年10月1日から令和7年9月30における、法的脳死判定後の臓器提供の実績が1件以上	臓器提供の実績 (1件以上の実績がある場合のみ記載)	
	件	

4. 医師少数地域への医師派遣機能（該当する病院のみ入力）

令和7年9月30時点で、貴院から医師少数区域（※1）に所在する他医療機関（自院の分院・サテライト診療所等を除く。）へ、常勤医師（※2）として半年以上継続して派遣している医師数（※3）	派遣医師数 (1人以上の実績がある場合のみ記載)	
	人	

※1：「医師少数区域」については、厚生労働省「医師少数区域等（医師少数区域、医師少数スポット）一覧（令和7年4月1日時点）」（<https://www.mhlw.go.jp/stf/content/001138084.pdf>）における「医師少数区域（第二次医療圏名）」（医師少数スポットは含まない）を指すものとする。

※2：「常勤医師」については、以下の条件をいずれも満たすものとする。

① 雇用契約上の定義に関わらず、原則として派遣先医療機関で定めた医師の勤務時間の全てを勤務する医師であること。ただし、当該医療機関で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は非常勤医師とみなすこと。

② 病院の管理者（病院長）としての派遣ではないこと。

※3： 医師数のカウントにあたっては、以下の点を踏まえカウントする。

① 貴院（いわゆる「医局」を含む。）の在籍期間が3年以上の医師についてカウントすること。

② 派遣期間が半年未満の医師であっても、実態として半年以上の継続的な医師の派遣を行っているとみなすことができる場合については「1人」としてカウントすること（別紙記入例参照）。

5. 病院情報の公表状況

項目	公表の有無				ウェブページURL
病院指標の自院のホームページでの公表	有	<input type="radio"/>	無	<input type="radio"/>	
医療の質指標の自院のホームページでの公表	有	<input type="radio"/>	無	<input type="radio"/>	

標記について、上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

保険医療機関の名称

保険医療機関の担当者氏名・所属部署・連絡先

フリガナ ()

氏名 ()

所属部署 ()

連絡先(TEL) () - - -

連絡先(FAX) () - - -

保険医療機関の所在地

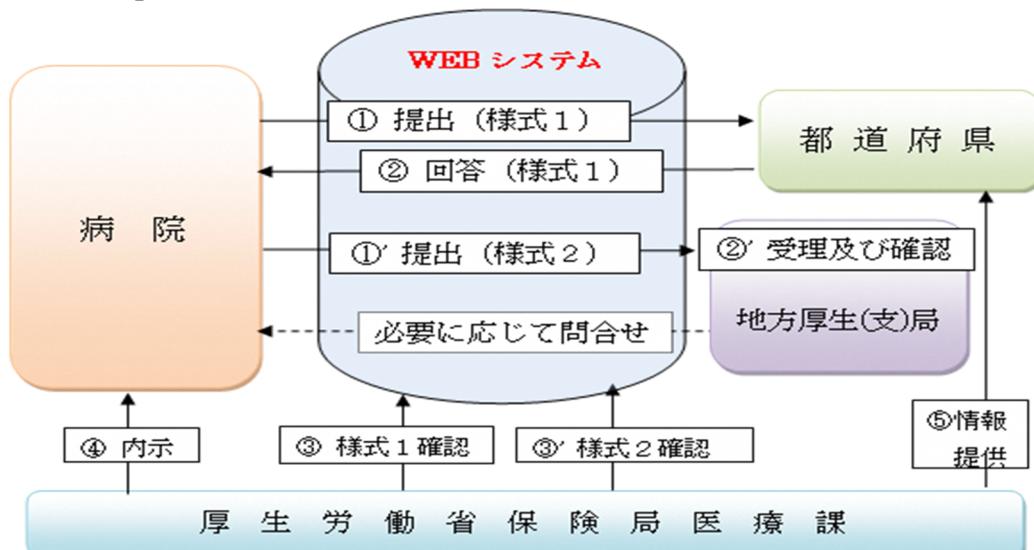
開設者名

令和7年度地域医療指数（体制評価指数）等の確認手順

(ア) WEB システムを使用する場合

- ① 各病院は、様式1「救急医療等の参加状況について」を病院の所在地を管轄する都道府県に提出する。
- ①' 各病院は、様式2「施設基準の届出状況等に係る報告」を病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局に提出する。
- ② 都道府県は、提出された様式1の都道府県における登録状況を確認し、その結果について各病院に回答（承認）する。（場合によって差し戻す。）
- ②' 地方厚生（支）局は、提出された様式2の内容を確認し、承認する。（場合によって差し戻す。）
- ③ (③') 保険局医療課において、都道府県および地方厚生（支）局からの報告内容を基に集計を行い、地域医療指数（体制評価指数）等を確定する。
- ④ 各病院への内示と医療機関別係数に係る告示を行う。
- ⑤ 保険局医療課は、集計結果について、都道府県に情報提供を行う。

【確認手順図】



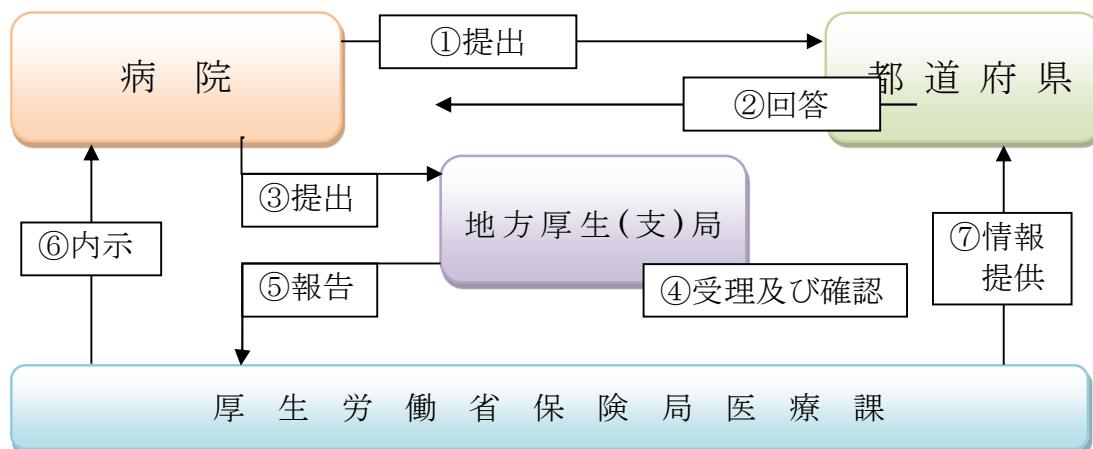
【スケジュール】

		日 程
令和7年	10～12月	① 各病院は「様式1」を都道府県に提出する（10月15日（水）まで） ②' 各病院は「様式2」を地方厚生（支）局に提出する（11月21日（金）まで） ③ 都道府県は「様式1」の確認結果を病院に回答する ②' 地方厚生（支）局は「様式2」を確認する
令和8年	1～2月	④ (③') 厚生労働省において地域医療指数（体制評価指数）等の集計を行う ⑤ 令和8年度医療機関別係数を各病院に内示
	3月	令和8年度医療機関別係数に係る告示
	4月以降	⑥ 都道府県に確認結果を情報提供する

(イ) 紙媒体を使用する場合

- ① 各病院は、様式1「救急医療等の参加状況について」を病院の所在地を管轄する都道府県に提出する。
- ② 都道府県は、提出された様式1の都道府県における登録状況を確認し、その結果について各病院に回答する。
- ③ 各病院は、都道府県から回答のあった様式1と、様式2「施設基準の届出状況等に係る報告」を病院の所在地を管轄する地方厚生(支)局に提出する。
- ④ 地方厚生(支)局は、提出された様式2の内容を確認する。
- ⑤ 地方厚生(支)局は、様式1と様式2を厚生労働省保険局医療課に報告する。
- ⑥ 保険局医療課において、地方厚生(支)局からの報告内容を基に集計を行い、地域医療指数(体制評価指数)等を確定し、各病院への内示と医療機関別係数に係る告示を行う。
- ⑦ 保険局医療課は、集計結果について、都道府県に情報提供を行う。

【確認手順図】



【スケジュール】

		日 程
令和 7年	10月	① 各病院は「様式1」を都道府県に提出する（10月15日（水）まで）
	11月	②都道府県は「様式1」の確認結果を病院に回答する ③各病院は都道府県の確認を得た「様式1」と「様式2」を地方厚生(支)局に提出する（11月21日（金）まで）
	12月	④地方厚生(支)局は「様式2」を確認する ⑤地方厚生(支)局は「様式2」の確認結果と「様式1」を厚生労働省保険局医療課に報告する。（12月9日（火）まで）
令和 8年	1～ 2月	厚生労働省において地域医療指数（体制評価指数）等の集計を行う ⑥令和8年度医療機関別係数を各病院に内示
	3月	令和8年度医療機関別係数に係る告示
	4月 以降	⑦都道府県に確認結果を情報提供する